

平成28年12月22日（木）

午後1時30分

本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第37号 寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則の一部を改正する規則について

議案第38号 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

署名委員
村田委員長
岩根委員

11月・12月教育委員会一般事務報告

(11月26日～12月22日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	26	土	中央小学校 創立50周年記念式典	創立50周年記念式典	中央小学校 体育館
	29	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (楠根小学校)	教育研修センター
	30	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
12	1	木	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告(決算)、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			就学指導委員会	就学指導に関する協議	エスポアール
	2	金	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター
			小学生スポーツ大会	縄跳び大会（8字跳び）	市民体育館
	3	土	第4回寝屋川市アルカスピアノコンクール本選(～4日)	ピアノコンクール	アルカスホール
	4	日	市民体育大会ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
			市民体育大会インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
	5	月	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟第2委員会室
	6	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	中央公民館 第2研修室
			小学校英語村	英語村事業の実施 (木屋小学校)	教育研修センター
	7	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター 教育研修センター
	8	木	就学指導委員会	就学指導に関する協議	エスポアール
	9	金	小学校英語村	英語村事業の実施 (成美小学校)	教育研修センター
	10	土	「中学生の主張」発表会	発表会、表彰式	中央公民館 講堂
	11	日	市民体育大会マラソンの部	大会	淀川河川公園太間地区
			寝屋川音楽祭 ～みんなでつくる第九コンサート～	「ベートーヴェン 交響曲第9番」の合唱等	市民会館
	12	月	小学校英語村	英語村事業の実施 (東小学校)	教育研修センター
	13	火	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
			小学校英語村	英語村事業の実施 (田井小学校)	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
12	14	水	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
			中学生サミット	市立中学校生徒会	教育研修センター
			中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター 教育研修センター
	15	木	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
			小学校英語村	英語村事業の実施 （西小学校）	教育研修センター
	16	金	教育委員懇話会		教育長室
			小学校英語村	英語村事業の実施 （田井小学校）	教育研修センター
	19	月	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	20	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	21	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	22	木	教育委員会12月定例会		本庁2階第1会議室

12月・1月教育委員会行事計画書

(12月23日～1月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
12	26	月	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	27	火	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
1	6	金	大阪府都市教育長協議会 1月定例会	定例会	アウィーナ大阪
			校長役員会	1月校長会案件について協議	教育研修センター
	7	土	イングリッシュ・プレゼンテー ション・コンテスト	生徒による英語発表	アルカスホール
	9	月	第63回寝屋川市成人式	1部 式典 2部 旅立ちイベント	市民会館
	11	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	15	日	市民体育大会駅伝競走の部	大会	淀川河川公園太間地区
	16	月	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会1月定例会		議会棟第1・2会議室
			校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	18	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセン ター 教育研修センター
	20	金	教育委員学校訪問		第三中学校 田井小学校
	23	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	24	火	北河内地区教育委員会委員研修 会	研修会	大東市立歴史とスポーツ ふれあいセンター
	25	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	29	日	「第63回文化財防火デー」 消防訓練	消防訓練、文化財説明会	大利神社
	30	月	北河内地区教育長協議会		守口市役所本館6階 教育委員会会議室

議案第37号

寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則の一部を改正する規則について

寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

処分庁を明確にするため等所要の改正を行うため。

寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則の一部を改正
する規則

寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則（昭和 52 年寝屋川市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童又は生徒（以下「生徒等」という。）」を「児童生徒」に、「行ない」を「行い」に改める。

第 6 条を削る。

第 5 条第 1 項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「教育委員会」を「教育長」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「(第 1 号様式)」を削り、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「本市立小、中学校に在学している生徒等」を「児童生徒」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人とし、未成年後見人がいないときは現に当該児童生徒を監護及び教育していると認められる者）をいう。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（委任等）

第 7 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、この規則を担当する部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市小規模災害被災世帯に対する教科書支給規則

改正案	現行
(目的) 第1条 この規則は、震災、火災、風水害等の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害（以下「小規模災害」という。）により、<u>児童生徒</u>が教科書を滅失、き損等した場合に、本市が生徒等の保護者に教科書の支給を行い、もって義務教育の円滑な実施と保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>児童生徒</u> 寝屋川市立の小学校又は中学校に就学している者をいう。 (2) <u>保護者</u> 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人とし、未成年後見人がいないときは現に当該児童生徒を監護及び教育していると認められる者）をいう。 (受給資格) 第3条 教科書は、小規模災害被災時に<u>児童生徒</u>で、当該災害により教科書の全部又は一部を滅失、き損等した者の保護者に支給する。	(目的) 第1条 この規則は、震災、火災、風水害等の災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害（以下「小規模災害」という。）により、<u>児童又は生徒</u>（以下「生徒等」という。）が教科書を滅失、き損等した場合に、本市が生徒等の保護者に教科書の支給を行ない、もって義務教育の円滑な実施と保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。
	(受給資格) 第2条 教科書は、小規模災害被災時に<u>本市立小、中学校に在学している生徒等</u>で、当該災害により教科書の全部又は一部を滅失、き損等した者の保護者に支給する。

改 正 案	現 行
(支給の申請) 第4条 教科書の支給を受けようとする保護者は、<u>寝屋川市小規模災害被災世帯教科書支給申請書</u>を<u>学校長</u>を経由して<u>教育長</u>に提出しなければならない。 (支給) 第5条 <u>教育長</u>は、前条の申請があつたときは、これを審査し、<u>適当と認めたときは、支給の決定を行う</u>。 2 <u>教育長</u>は、支給の決定したときは、<u>すみやかに教科書を学校長を経由して保護者に支給するものとする</u>。 3 前項の場合において、<u>教育長</u>が<u>適当と認めたときは、教科書の支給に代えて、教科書購入費相当額を支給すること</u>ができる。 (返還) 第6条 偽りその他不正な手段により教科書又は教科書購入費相当額の支給を受けた者があるときは、<u>教育長</u>は<u>直ちにその者に対する支給の決定を取り消すものとする</u>。 2 前項の規定により支給の決定を取り消された者は、<u>その支給を受けた教科書又は教科書購入相当額を返還しなければならない</u>。	(支給の申請) 第3条 教科書の支給を受けようとする保護者は、<u>寝屋川市小規模災害被災世帯教科書支給申請書 (第1号様式)</u>を<u>学校長</u>を経由して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 (支給) 第4条 <u>教育委員会</u>は、前条の申請があつたときは、これを審査し、<u>適当と認めたときは、支給の決定を行なう</u>。 2 <u>教育委員会</u>は、支給の決定したときは、<u>すみやかに教科書を学校長を経由して保護者に支給するものとする</u>。 3 前項の場合において、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認めたときは、教科書の支給に代えて、教科書購入費相当額を支給すること</u>ができる。 (返還) 第5条 偽りその他不正な手段により教科書又は教科書購入費相当額の支給を受けた者があるときは、<u>教育委員会は直ちにその者に対する支給の決定を取り消すものとする</u>。 2 前項の規定により支給の決定を取り消された者は、<u>その支給を受けた教科書又は教科書購入相当額を返還しなければならない</u>。 (施行の細目) 第6条 この規則の施行について必要な事項は、<u>教育長が定める</u>。

改 正 案	現 行
(委任等) 第7条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、この規則を担当する部長が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	_____ _____ _____

議案第38号

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対するパブリック
・コメント手続の実施について

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対するパブリック・コメント
手続を実施するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成17年度から全市的に推進してきた小中一貫教育の次なるステージの展開を図り、義務教育全体の質を更に向上させることを目的とする「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」を策定するに当たり、本計画（素案）についてパブリック・コメント手続を実施するため。

議案第39号

平成29年度全国学力・学習状況調査について

平成29年度全国学力・学習状況調査への参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月22日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため。また、各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるため。